

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月からはB所在の会社C工場（以下「事業場」という。）に配属され、研究開発等の業務に従事し、その後、他社への出向、会社研究所への配属の後、平成〇年〇月から再び事業場勤務となり、品質保証等の業務に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日に自殺を図ったとして、同月〇日、Dクリニックに受診し、うつ病と診断され通院加療を受け、平成〇年〇月に再度精神障害を発病したとして、同月〇日、Dクリニックに受診し、さらに、平成〇年〇月に再度精神障害を発病したとして、同月〇日、E診療所に受診し、「うつ病」と診断された。その後、被災者は勤務を継続していたが、平成〇年〇月〇日、実家において縊死しているところを発見された。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者に発病した精神障害及びその死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の同年〇月〇日付け意見書、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書、H医師作成の同月〇日付け意見書及びI医師作成の同年〇月〇日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、被災者は、平成〇年〇月上旬頃及び平成〇年〇月〇日頃に精神障害を発病し、いずれも寛解したものの、平成〇年〇月上旬頃になり、ICD-10診断ガイドラインにおける「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当なものと判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、評価期間における「特別な出来事以外」の出来事について、請求人は、要旨、①被災者は、顧客から無理な注文や納品先企業等による監査への対応に苦慮しながらも必死に対応していたが、その負担が軽減されることはなかった、②被災者は、精神障害の既往歴を持つ事情の中、昇進試験の準備を進めていたにもかかわらず、これを断念することになったが、断念に至る無念さやキャリアの遅れ等による衝撃を適正に評価すべきである、③総合職である被災者が定時で業務を終えることは有り得ず、毎月の残業代が一定額を超えないように自己申告の労働時間を事実上制限されていた、④被災者の労働時間の算定に誤りがある、⑤被災者は、過去に〇度、精神障害を発病しており、心理的負荷の全体評価に当たっては、当該精神障害に係る発病当時の出来事を加味すべきであると主張しているため、以下検討する。

ア 顧客から無理な注文を受けたことについて

被災者は、製品の品質チェック、顧客からの要望集約及び仕分け、外部監査の窓口対応を行っていたことから、この出来事を認定基準別表1の具体的な出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて一件記録を精査の上、検討したところ、Jは、当該対応は個人が全てを負うものではなく、組織で対応している旨述べており、また、Kは、当該対応に悩んでいる姿を見たことはなく、むしろ、顧客に満足してもらうことに喜びを感じている様子で、積極的に対応していた旨述べるとともに、被災者は当該対応業務に適性を有している旨も言及している。確かに顧客からの確認項目が多いなどの一定の負荷を推認される点は認められるものの、例えば、大幅な値下げや納期の繰り上げ、度重なる設計変更等に至るような無理な注文は一件記録から認められず、また、相手先の注文に伴い何らかの事後対応を行ったという事実も確認されていないことを鑑みると、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 昇進試験について

被災者は、平成〇年〇月頃から同年〇月頃にかけて、管理職への昇進に向けて試験の準備作業を進めていたが、試験を受けていないことが認められる。請求人は、認定基準別表1の具体的な出来事「達成困難なノルマが課された」に該当する旨を主張する。

この点、事業場が提出した資料及び各事業場関係者の申述によれば、当該試験は自発的に応募する自己申告制であり、被災者の上司であったLは、被災者から受験したいとの希望を確認した上で推薦した旨を述べており、会社側から強制されたとする事情も認められないことから、当該試験に対する準備作業は、管理職への昇格を目指して、被災者本人が自らの意思で取り組んだものであって、会社の業務命令により行われたものではなく、当審査会としても、「ノルマが課された」ものとみることはできないと判断する。なお、仮にこの出来事が認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討しても、強制性は認められず、また、被災者同様に達成に至らなかった経験を持つJが申述するとおり、達成できなかった場合も、人事考課上不利益に取り扱われず、さらに、被災者は推薦が受けられなかったのではなく、受験準備が間に合わず自ら断念した事情等を併せ鑑みると、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが、妥当なものであるものと判断する。

ウ 被災者の労働時間についてみると、決定書理由に説示するとおり、被災者本人がパソコンに時間外及び休日労働の労働時間を入力している「勤務実績管理」及び各労働者個人に配布される社員カードにより機械管理されている「正門入退データ」を基に、会社及び事業場関係者の申述及び鍵管理表の記録とも突合し、各日の勤務状況を精査の上、被災者の労働時間を算定しており、「正門入退データ」に記録がない場合でも、「勤務実績管理」に労働時間の入力があれば算入し、さらに、「正門入退データ」に記録がなく、「勤務実績管理」に出勤のみ入力し、具体的な労働時間が明らかでない場合も1日の所定労働時間分を算入に加えるなど、被災者の立場を踏まえた算定方法を採用しているものと認められるものである。当審査会としても審査官の認定は妥当なものであると判断する。

エ なお、請求人は、総合職である被災者が定時で業務を終えることは有り得ず、毎月の残業代が〇円を超えないように自己申告の労働時間を事実上制限されていた旨主張するが、賃金台帳をみると、被災者に対する割増手当は休日手当を除いて、時間外労働手当のみをみた場合でも、〇円を超える支給額が複数回認められ、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張を採用するこ

とはできない。

さらに、請求人は、具体的な労働時間が明らかでない場合の算入時間は、1日の所定労働時間分を加えるのではなく、これを超えて、終業時間の平均である午後〇時台として算入すべきであること等も主張しているが、改めて一件記録を精査するも、請求人の主張には客観的な根拠が認められず、当審査会としてはこれらの主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つ認められるものであり、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、被災者は本件疾病の発病前に精神障害を〇度発病しており、心理的負荷の全体評価に当たっては、当該精神障害に係る発病当時の出来事を加味すべきであると主張するものの、当該精神障害はいずれも寛解しているものであり、請求人の主張を採用することはできない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだすことはできなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。